

厚生労働省発基安 1 2 0 6 第 4 号

労働政策審議会

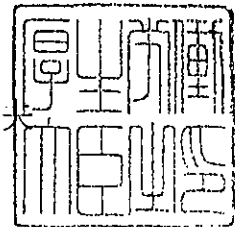
会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙 1「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 2 2 年 1 2 月 6 日

厚生労働大臣

細川 律夫



## 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

### 第一 ストローク端の覆い等

ストローク端が労働者に危険を及ぼすおそれのある場合に事業者が覆い等を設けなければならない機械の範囲を、現行の工作機械から機械全般に拡大するものとする。

### 第二 プレス等による危険の防止

一 プレス等を用いて作業を行う労働者の安全を確保するために取り付ける安全装置の要件として、プレスブレーキ用レーザー式安全装置にあつては、プレスブレーキのスライドの速度を毎秒十ミリメートル以下とすることができ、当該速度でスライドを作動させるときはスライドの操作部を操作している間のみスライドを作動させる性能を有するものであることを追加するものとする。

二 手払い式安全装置は、使用してはならないものとする。

### 第三 施行期日等

一 この省令は、平成二十三年七月一日から施行するものとする。

二 手払い式安全装置は、両手操作式のプレス機械であつて次のいずれにも該当するものに限り、当分の

間、第二の二にかかわらず、使用することができるものとする。

(一) ストローク長さが四十ミリメートル以上、かつ、スライドの作動中手の安全を確保することができる防護板（以下「防護板」という。）の高さ以下（防護板の高さが三百ミリメートル以上のものにあつては三百ミリメートル以下）のものであること。

(二) 毎分ストローク数が百二十以下のものであること。